

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事  
基本設計及び実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 事業概要

(1) 件名

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設  
工事基本設計及び実施設計等業務委託

(2) 目的

稲城第三小学校校舎については、建設から既に50年以上が経過しており、令和4年  
度実施の基本調査等委託などにおいて校舎の全面建替えをおこなうことが優位であ  
るとの結果となった。これらを踏まえ、校舎建替及び学童クラブ建設工事における  
設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

ア 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設  
工事基本設計

イ 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設  
工事实施設計

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月28日まで

(5) 提案上限額（設計委託費）

173,346千円（税込み）

（内訳）令和5年度 50,000千円（税込み）

令和6年度 123,346千円（税込み）

(6) 想定スケジュール

新築工事基本設計 （住民説明会等）	契約確定日の翌日 令和6年2月頃	～令和6年3月
敷地測量・地盤調査	令和6年1月	～令和6年4月頃（別発注）
新築工事实施設計	令和6年4月	～令和7年3月

建築確認申請、各種申請等 令和7年1月頃  
(住民説明会等) 令和7年2月頃

(7) 事務局（問い合わせ、提出先）

教育部教育総務課学校管理係（稲城市役所6階）

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111

電話：042-378-2111（615）、FAX：042-379-3600

E-mail：kyouikusoumu@city.inagi.lg.jp

2 実施及び選定の概要

(1) スケジュール（予定）

実施要項公表	令和5年6月27日（火）
一次提出書類の提出	令和5年6月27日（火） ～令和5年7月18日（火）午後5時まで
現地見学会申込書の提出	令和5年7月3日（月）午後5時まで
現地見学会	令和5年7月6日（木）又は7日（金）
一次提出書類に関する質問受付	令和5年7月10日（月）午後5時まで
質問に対する回答	令和5年7月14日（金）
第1回選定委員会	令和5年7月20日（木）
第1回選定委員会審査結果の通知	令和5年7月下旬
二次提出書類の提出	一次審査結果通知後 ～令和5年8月14日（月）午後5時まで
二次提出書類に関する質問受付	令和5年7月28日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和5年8月3日（木）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施・第2回選定委員会	令和5年8月22日（火）
第2回選定委員会審査結果の通知	令和5年9月上旬

## (2) 審査の流れ等

### ア 一次審査（書類審査）

応募者から提出された提出書類をもとに、「稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事基本設計及び実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」とする。）において、組織力・設計業務の実績、業務資格・経験及び担当した業務、本件に取り組む姿勢等を評価し、3者程度を選定する。

### イ 二次審査（書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査通過者に、選定委員会による審査及びヒアリングを行い、第一優先交渉権者、第二優先交渉権者を選定する。

### ウ 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に書面により通知する。

## (3) 募集要項の公表及び応募書類の様式等の配布

募集要項、応募書類等は、稲城市ホームページに掲載及び稲城市役所6階教育部教育総務課窓口で配布する。

## (4) 審査の公開

審査は非公開とする。なお、二次審査終了後、審査結果を稲城市ホームページに掲載する。

## 3 参加資格要件等

参加資格を有する者は、以下の(1)～(9)に掲げる要件に全て該当する者であり、かつ、(10)を満たす者とする。

なお、受注者の選定の決定日までに、以下の項目を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 対象業務において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの稲城市の競争入札参加資格を有していること。

- (3) 稲城市指名業者停止措置要綱（平成24年1月27日市長決裁）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年9月10日市長決裁）による排除措置を受けていないこと。
- (5) 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき）にないこと。
- (7) 応募者が所属又は代表する事務所（以下、「所属事務所」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
- (8) 管理技術者及び主任担当技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- (9) 管理技術者は、平成25年度以降に公立の小学校又は中学校の新築又は改築の実績を有する者であること。
- (10) 応募に対する制限
  - ア 1所属事務所あたり応募は1点のみとする。
  - イ 管理技術者は1人とし、連名による応募は不可とする。
  - ウ 管理技術者及び主任担当技術者は、応募者の組織に属していること。
  - エ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先（以下、「協力会社」という。）が稲城市から指名停止を受けていないこと。
  - オ 応募者は業務の一部を協力会社に再委託することはできるが、その場合、協力会社は応募者となることはできない。また、協力会社は、複数の応募者の協力会社となることはできない。
  - カ 応募者は共同企業体を構成することができる。当該共同企業体を所属事務所とみなし、共同企業体の各構成員は他の共同企業体の構成員及び単独で応募することができない。なお、共同企業体を構成する場合は協定書の副本を添付すること。

#### 4 参考資料配布・閲覧

- (1) 必要提出書類

参考資料配布・閲覧申込書及び誓約書（様式第1-1号）

(2) 参考資料配布・閲覧期間

令和5年6月27日（火）～令和5年7月18日（火）午後5時

(3) 参考資料等

ア 市ホームページで公開するもの

- ・募集要項
- ・提出書類作成要領及び様式集
- ・基本要件書
- ・委託仕様書及び特記事項

イ 別途提供するもの

- ・閲覧可能参考図面

5 質問の受付と回答

下記の者は、本件に関する質問をすることができる。公正を期するため、電子メールのみで受け付けとし、電話等による個別の質問は受け付けない。

(1) 受付対象

一次審査に関する質疑：応募予定者

二次審査に関する質疑：一次審査通過者

(2) 受付期限

一次審査に関する質疑：令和5年7月10日（月）午後5時まで

二次審査に関する質疑：令和5年7月28日（金）午後5時まで

(3) 回答日

一次審査に関する質疑：令和5年7月14日（金）

二次審査に関する質疑：令和5年8月3日（木）

(4) 提出方法

質疑書（様式第2号）に記入して、教育総務課へ電子メールで提出すること。なお、メール件名は「【設計事務所名】第三小学校プロポーザル質問」とし、電子メール送信後、必ず電話により質疑書到達の確認をすること。

6 一次審査（書類審査）

一次審査では、選定委員会による書類審査を実施する。

(1) 提出書類

参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合には、下記に従い必要書類を提出すること。

ア 一次審査提出書類（様式3-1～10号）

※参加表明書及び誓約書（様式3-1）に関係書類（様式3-2～10号）を添付して提出すること。部数及び内容は「提出書類作成要領及び様式集」による。

イ 共同企業体協定書副本（該当する場合。様式はA4で任意） 1部

(2) 提出期限 令和5年7月18日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法 郵送又は窓口提出

(4) 提出先 教育部教育総務課

※封筒などの表面に「第三小学校プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

※市は、郵送中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

※提出された書類の再提出または記載内容の変更は認めない。

(5) 審査方法等（評価基準・配点）

一次審査では、技術や運営等について応募資格を確認するほか、次に示す観点などから、選定委員により総合的に評価及び審査を行うものとする。

番号	評価項目	判断基準	配点
①	応募者の実績	・学校建築の実績は評価できるか	30
②	管理技術者・主任担当技術者の略歴・実績	・管理技術者、主任担当技術者の略歴は評価できるか ・管理技術者、主任担当技術者の学校建築実績は評価できるか	30
③	本業務のチーム体制	・チーム構成は適切であるか ・適正に有資格者が配置されているか ・チームのバックアップ体制が適切に組み込まれているか	30

④	業務取組方針	・設計コンセプトへの理解力、表現力、意欲があるか	30
⑤	スケジュール	・適切なスケジュールが組まれているか	30
			合計 150

(6) 選定結果

応募者全員に電子メールで連絡する。

7 現地見学会の開催

本プロポーザル応募予定者を対象に、現在の現場状況を確認する機会を設けることとする。なお、対象校への直接の問い合わせ及び現地見学会以外での敷地内への立ち入りをしないこと。

(1) 開催日 令和5年7月6日(木)又は7日(金) 40分程度

※時間は別途連絡する。

(2) 集合場所 稲城第三小学校 東京都稲城市大丸100番地

東側正門前

(3) 参加人数 1者あたり3名まで

※共同企業体の場合は、共同企業体合計で3名までとする。

(4) 受付方法

現地見学会申込書(様式第1-2号)に記入して、教育部教育総務課(kyouikusoumu@city.inagi.lg.jp)へ電子メールで提出すること。なお、メール件名は「【設計事務所名】第三小学校現地見学会参加申込」とし、電子メール送信後、必ず電話により現地見学会申込書到達の確認をすること。

(5) 受付期間 令和5年7月3日(月)午後5時まで

(6) 注意事項

ア 見学可能範囲は、係員の指示する範囲のみとする。

イ 集合時間厳守とする。

ウ 現地の駐車場は使用不可とする。

エ 写真撮影等は係員の指示に従い、児童が映らない場所のみとし、学校運営上支障

のない範囲とする。

オ 上履き等は各自用意すること。

カ その他、見学会中は係員の指示に従うこと。

## 8 二次審査（技術提案書・プレゼンテーション審査及びヒアリング）

二次審査は、一次審査通過者から提出された技術提案書をもとに、選定委員会によりプレゼンテーションの審査及びヒアリングを実施し、第一優先交渉権者及び第二優先交渉権者を選定する。

### (1) 提出書類

ア 二次審査提出書類（様式4-1～3号）

※二次審査書類届出書（様式4-1）に提出書類（様式4-2～3号等）を添付して提出すること。部数及び内容は「提出書類作成要領及び様式集」による。

(2) 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法 郵送又は窓口提出

(4) 提出先 教育部教育総務課

※封筒などの表面に「第三小学校プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。

※市は、郵送中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

※提出された書類の再提出または記載内容の変更は認めない。

### (5) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施日 令和5年8月22日（火）

イ 出席者

管理責任者、設計を担当する主任担当技術者から計5名以内とし、原則として代理人の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

ウ 説明方法

- ・プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書（A1程度に拡大したもの又は、プロジェクターを使用し、画面での説明も可）と敷地の特性に配慮した提案の内容を補足するエスキス模型（1/300）を使用可とする。
- ・エスキス模型は、技術提案書の内容を逸脱しないものとする。
- ・技術提案書にエスキス模型の写真を使用することは可とする。



- ・プレゼンテーションは、応募者による技術提案書の説明をパソコン、プロジェクターを使用し、20分以内で行うものとする。
- ・ヒアリングは、プレゼンテーションの後に選定委員会委員より10分程度行うものとする。
- ・説明は管理技術者または主任担当技術者が行うこと。
- ・説明する際のパソコンは、各自で用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意した機器を使用すること。

#### エ 注意事項

- ・提出された書類の再提出又は記載内容の変更は認めない。
- ・技術提案書に記載のない事項についてのプレゼンテーションは認めない。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、採用しないこととする。ただし、交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- ・プレゼンテーションの集合時間・開催場所、留意事項は別途通知する。

#### (6) 審査方法等

二次審査では、技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す観点などから、選定委員会により総合的に評価及び審査を行うものとする。

番号	評価項目	判断基準	配点
①	<b>設計の方針・考え方</b>		<b>300</b>
1	設計コンセプト、デザイン具体化の方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の考え方を理解しているか</li> <li>・設計コンセプトやデザイン具体化の方策について優れた計画力、発想力、表現力を有しているか</li> </ul>	100
2	学校機能と空間の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校機能、空間の考え方、計画力、発想力がすぐれているか</li> </ul>	100
3	環境配慮、維持管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷やコストの低減、長期修繕計画への知識や計画力、発想力が優れているか</li> </ul>	100
②	<b>業務遂行能力</b>		<b>100</b>

1	実績	・優れた実績があり、本業務への展開が期待できるか	60
2	プレゼン力	・説明や意見調整の能力を有しているか	40
			合計 400

(7) 選定結果

二次審査を受けた提案者全員に電子メールで通知する。

9 特記事項

(1) 失格条項

次の各号いずれかに該当する者は失格とする。なお、第一優先交渉権者が市と契約した後、次の各号いずれかに該当することが判明した場合には、市は契約の相手方に対し、契約を解除し、損害賠償請求を行うことがある。

ア 提出書類に虚偽の記載がある者

イ 応募資格がなく提出書類を提出した者

ウ 提出書類の作成要領及び提出方法、期限を守らない者

エ 提出書類に盗用の疑いがあると選定委員会が認めた者

オ 提案上限額を超える金額で提案した者

カ 学校関係者や選定委員会を構成する選定委員及び市が既に委託している基本調査等受託者に対して、本件に係る情報収集等の接触行為が行われたもの。

※選定委員会は稲城市職員と教育委員会関係者で構成される。基本調査等受託者は(株)あい設計である。

キ その他、市及び選定委員会が不適格と認めた者

(2) 本件業務を受注した設計事務所（協力を受ける他の設計事務所を含む）が製造業及び建設業と資本、人事面において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことができない。

(3) 費用負担

参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。

(4) 提出書類の扱い

ア 本提案に係る提出物については返却しない。

イ 提出書類は選考に関する目的以外には使用しない。ただし、契約後に受注者の提案事項について、市の広報等で一部を公開する可能性がある。

ウ 提出された資料について、情報公開請求があった場合、稲城市情報公開条例に基づき対応する。

(5) 契約及び業務の進め方

ア 市は第一優先交渉権者と基本設計・実施設計等業務委託の随意契約の相手方として契約交渉を行う。その際に、契約内容に対する見積書を再度徴収する。

イ 市は第一優先交渉権者が、本設計者選定後に失格条項に該当すると認められた場合、又は市と第一優先交渉権者による業務委託契約締結交渉が不調となった場合、第二優先交渉権者と契約交渉ができるものとする。

ウ 原則として、様式第3-7号に記載した担当者が契約期間中継続して担当すること。市は優先交渉権者選定以降において、第一優先交渉権者及び第二優先交渉権者が設計チーム体制を著しく変更した場合、優先交渉権者としての資格を取り消すことのほか、契約締結後においては、その契約を解除することができることとする。

エ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、設計業務を進めるにあたり、本施設に係る全ての工事入札に参加する権利を失う。

オ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、設計業務を進めるにあたり、下記に掲げる、市及び市の進める学校改築に係るその他事業者との協議の場を設置するなど、資料作成等を含め、円滑な運営に資することとする。

- ・市が行う説明会の中で儲ける意見交換などに伴う資料作成支援
- ・その他、学校建替に係る事業

カ プロポーザルにおける提案は設計者選定を目的としたものであり、設計内容への反映を必須要件とはしない。

キ 提案上限金額は参考である。

ク 契約締結後、速やかに本プロポーザルで提案された技術提案書の内容での概算工

事費を提示すること。その後、発注者と協議し、実際の目標金額を設定する。

(6) その他

公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。また、中止に伴う応募者が負担した費用については、市及び選定委員会は一切責任を負わないものとする。なお、この要項に定めるもののほか、必要な事項については市が定めるものとする。